

Gina & Partners (NZ) Ltd 留学・インターンシップ約款

第1条 (申込条件)

1. 申込者は、心身ともに健康であり、Gina & Partners (NZ) Ltd(以下「当社」といい、当社により権限を付与された代理店を含む。)が提供する、語学研修、留学およびインターンシップを目的とした渡航プログラムの申込条件を十分に理解している必要がある。また、当社および留学・インターンシップ受入機関の規則、ならびにニュージーランドの法令および規則を遵守できることを要する。
2. 申込者は、申込時に健康上の懸念がある場合、または特別な配慮を必要とする場合、その旨を当社に通知しなければならない。場合によっては、申込者は医師の診断書の提出を求められることがある。状況によっては、申込者がプログラムへの参加を拒否されることがある。
3. 18歳未満の申込者には、保護者の同意が必要である。
4. 18歳未満の申込者が留学プログラムに申込み場合、当社が別途定める合意書および行動規範に同意し、これを遵守しなければならない。申込者が18歳以上であっても、ニュージーランドの現地高等学校に在籍している間は、18歳未満の申込者と同じ規則が適用される。

第2条 (申込みおよび契約の成立)

1. 本約款に基づくプログラムの申込みおよび契約は、申込者が本約款に基づく所定のプログラム申込書を当社に提出し、請求書に記載された料金(以下「適用料金」という。)を支払い、当社が当該申込書および適用料金の受領を確認した時点で成立したものとみなす。ただし、当社と申込者の間で契約成立の時期について別途定める場合は、この限りではない。
2. 団体プログラムの場合、団体責任者が適用料金を当社に支払い、当社がこれを受領した時点で契約が成立する。航空券および海外旅行保険に関しては、各航空会社および保険会社の別途の規定が適用される。
3. 当社は、時期やその他の事情により必要と判断した場合、緊急配送を請求する場合がある。

第3条 (申込の拒否)

当社は、以下のいずれかの事情に該当すると判断した場合、申込みを拒否するものとする。

1. 申込者が18歳未満であり、かつ留学について保護者の同意を得ていない場合。
2. 申込者が希望する学校または機関のプログラムもしくはコースにおいて受入余地がなく、申込者の留学受入の可能性が客観的に低いと判断される場合。
3. 申込者の希望する学校等の申込期限またはインターンシップ等の開始時期までに、申込者が必要な手続きを完了することが困難であると当社が判断する場合。
4. 申込者が法令または公序良俗に反する行為を行うおそれがある、あるいは受入学校または受入機関におけるプログラムの円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合。
5. 申込者の過去の病歴または現在の心身の健康状態に基づき、申込者が留学または海外就労に不適當であると当社が判断する場合。
6. その他、当社が申込者による申込みを不適當であると合理的に判断する場合。

第4条 (プログラムの範囲)

当社が提供するプログラムは、申込条件に基づき、申込者が希望するプログラムへの入学手続きの取扱い、出発までの情報提供およびカウンセリング等の支援を行うものである。しかし、申込者が希望する教育機関への入学や就労先等の受入れ、学力の向上、コースの修了もしくは卒業、または資格の取得等を保証するものではない。プログラムサービスの内容は、以下のとおりである。

1. 学校選定
当社は、申込者とのカウンセリングを行い、申込者が希望するニュージーランド国内の学校およびコースの選定を支援するものとする。
2. 入学手続きの代行
当社は、必要な申込書類の取得・作成、書類の送付、料金の送金、入学許可証(またはこれと同等の書類)の取得等を代行するものとする。
3. インターンシップの手配
当社は、有給または無給のインターンシップを受け入れる企業の手配および契約手続きに関する事務的支援を行うものとする。
4. 宿泊手配の代行
申込者の希望に応じて、特定のプログラム期間におけるホームステイおよび寮等の申込手続きを行う。
5. 海外旅行保険の申込み
留学プログラムに参加する場合、教育機関からニュージーランド政府が指定する海外旅行保険への加入を求められるため、当社は当該保険の申込手続きを代行するものとする。
6. 現地サポート
当社は、申込者のニュージーランド滞在中において、現地での相談対応および問題解決の支援を行うものとする。加えて、申込者が18歳未満であり、中学校、高等学校または語学学校の留学プログラムに申し込む場合、現地サポートの申込みが必須となる。また、申込者が18歳以上であっても、ニュージーランドの現地高等学校に在籍している間は、現地サポートの申込みが必須となる。

第5条 (諸費用)

1. 当社が提供するサービスについて
当社が提供するサービスの内容は、留学・インターンシップ料金の見積書に明示するものとする。
2. 当社が提供しないサービスについて
前項に該当しないものは、当社が提供しないサービスとし、申込者の負担とする。これには、以下を含むが、これらに限定されない。
 - 航空券運賃
 - ビザ申請に係る健康診断費
 - 怪我または病気の際の医療費
 - ホームステイ先またはインターンシップ先の宿泊先から語学学校またはインターンシップ先までの交通費
3. 申込者が、当社が正当であると認める回数の面接を受けたにもかかわらず、何らかの理由により就労先を確保できない場合には、申込者がNZ\$575.00(GST込)を追加で支払うことにより、当社は最大3回まで追加の面接を手配するものとする。

第6条 (料金の支払い)

1. 申込者は、プログラム申込書を提出した後、当社が指定する期日までに、請求書に記載された口座へ適用料金を振り込まなければならない。
2. 申込者による前項に定める適用料金の入金が確認できるまでは、当社は一切の手配を開始することができない。支払期日までに入金を確認できない場合、当社は申込者へのプログラム提供を保留または停止することができる。
3. 支払いに必要な銀行手数料、および当社が申込者に返金を行う際に必要な銀行手数料は、すべて申込者が負担するものとする。

第7条 (申込後の取消および料金の変更)

契約が第2条に従い成立した後、申込者が申込を取消す場合、以下の規定を適用するものとする。取消は、申込者本人が書面(電子メールを含む。)で当社に通知しなければならない。口頭での通知は受け付けない。ただし、当社と申込者の間で申込後の取消および料金の変更に関する別段の定めがある場合は、この限りではない。

1. 申込時に支払われた適用料金のうち、別紙に記載された取消料は、取消手数料として取り扱うものとする。

2. 返金額は、別紙に記載された計算方法に基づき算出する。
3. 当社は、申込者から受領した適用料金から、第1項に定める取消料を差し引くことができる。なお、当社以外の機関(学校、保険会社、航空会社、旅行会社、バス会社等)がプログラムに関与する場合、その機関ごとの返金規定が別途適用されるものとする。
4. 申込者が、留学地を含む留学プログラムの条件を変更しようとする場合、変更手数料が発生し、その範囲内で変更手続きを行う。ただし、申込者がすでに申込済みプログラムを取消す必要が生じる場合には、手配の状況により、新たなプログラムへの申込みが必要となることがある。

第8条(当社による契約の解除)

当社は、申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、プログラム開始の有無にかかわらず、本契約を直ちに解除することができる。この場合、以下の第2項第3号を除き、申込者は当社に対し、違約金、損害賠償その他いかなる名目による金銭の支払も請求することができないものとする。

1. 第6条に定める適用料金が支払期日までに支払われない場合。
2. ビザ申請手続きに関し、以下の事由が生じた場合。
 - (1) 旅行書類等が指定期日までに提出されない場合。
 - (2) 提出された旅行書類が不備であると判断された場合。
 - (3) 渡航先国の当局により NZeTA またはビザの申請が却下された場合(これはニュージーランド移民局の判断によるものであり、NZeTA またはビザ取得不能について当社は一切の責任を負わないものとする)。この場合、申込時に支払われた適用料金は、取消料および申込時に支払われた返金不可の費用を除き、すべて返金するものとする。
3. 当社が申込者に連絡を取る必要が生じたにもかかわらず、合理的な努力を尽くしても、1か月以上申込者からの応答がない場合。
4. 申込者が当社に提供した情報に虚偽の記載、または重大な不記載があることが判明した場合。
5. 申込者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合。
6. 申込者が当社または当社の取引先に対し、暴力的な要求行為または不当な要求行為を行った場合。
7. 申込者が、法令または公序良俗に反する行為を行った場合。
8. その他、本約款の各規定に準ずる事由が生じ、申込者との信頼関係の維持を不可能にする事態が生じたとき当社が判断した場合。

第9条(免責)

当社は、以下のような当社の支配の及ばない事由によりプログラムを遂行できない場合、一切の責任を負わないものとする。

1. 自然災害、戦争、暴動、輸送機関または宿泊機関等のサービスの中止、政府機関からの命令その他当社の支配の及ばない事由により申込者に損害が生じた場合。
2. 申込者がニュージーランドのビザを取得できない場合、または渡航先国から渡航許可を得られない場合(これは各国の移民局による判断によるものとする)。
3. 申込者が在籍する学校、インターンシップ受入機関、就労体験受入機関または宿泊施設が、不可避的な事情により条件を変更する、または申込者の受入が不可能となった場合。

第10条(申込者の責任)

1. ニュージーランドに到着した後、申込者は自己の責任において行動するものとし、滞在中に発生した事故またはトラブルについて当社は一切の責任を負わないものとする。
2. 申込者の故意または過失により当社が損害を被った場合、申込者は当社に対し、その損害を賠償する責任を負う。
3. 申込者の行為により当社とインターンシップ受入機関との信頼関係が損なわれたとき当社が判断した場合、申込者は当社に対し、NZ\$1,000.00(GST込)の違約金を支払わなければならない。ただし、申込者が負傷または疾病によりインターンシップ契約期間を完遂できないことが医師の診断書により明らかになった場合、またはプログラムの手配開始後に期間が短縮された場合には、申込者および当社は協議のうえ、違約金の全部または一部を免除することができる。
4. 申込者は、受入機関との雇用契約を自ら締結する責任を負い、当社は当該雇用契約に関する説明について一切の責任を負わないものとする。
5. 申込者が受入機関との雇用契約を終了する場合、申込者は、当該受入機関の雇用契約の規定および受入機関の担当者からの指示に従い、雇用契約終了の手続きを行わなければならない。

第11条(プログラム内容の変更)

当社は、プログラムのサービスを、現地委託先および受入学校から送付される最新の情報に基づいて提供するものとする。ただし、現地委託先および受入学校の予期せぬ事情により、プログラムサービスの内容が変更される場合がある。この場合、当社は一切の責任を負わないものとする。

第12条(個人情報)

1. 当社は、申込者が当社所定の申込書に記入する個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス等)を、申込者との連絡、プログラムに係る交通機関または宿泊施設、語学学校またはインターンシップ先等の手配、および申込者のビザ手続のために必要な範囲内でのみ利用するものとする。
2. 当社は、個人情報の正確性を維持し、これを安全に管理するものとする。個人情報の紛失、毀損、改ざん、漏洩等を防止するため、不正アクセスやコンピュータウイルス等に対する適切な安全対策を講じ、合理的範囲内において適切な安全管理措置を実施する。

第13条(裁判管轄)

本約款に関する一切の訴訟については、ニュージーランド法を準拠法とし、ニュージーランドの裁判所を専属的管轄裁判所とする。

第14条(約款の変更)

本約款は、当社の判断により、予告なく変更されることがある。

第15条(準拠法)

本約款は、ニュージーランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

Gina & Partners (NZ) Ltd
NZBN: 9429036550579

留学・インターンシップ約款 別紙
～第7条(申込後の取消および料金の変更)について～

記

1. 取消手数料(GST込)

＜当社の取消手数料＞

当約款第2条1項に基づき申込みおよび契約が成立した後は、取消しの申出時期を問わず、以下の取消手数料が適用されるものとする。

- (1) NZ\$150.00
語学学校の申込み手続き*のみの場合
- (2) NZ\$1,000.00
上記(1)に該当しない場合

＜第三者機関の取消手数料＞

当約款第2条1項に基づき申込および契約が成立した後、該当する場合には、以下の取消手数料が別途発生する。

第三者機関**が提供するサービスに関する取消手数料(各機関の取消規定に従うものとする。)

2. 返金額の計算方法(GST込)

取消が行われた場合の返金額は、以下のとおり計算する。

(1) 語学学校の申込み手続きのみの場合

$$\text{返金額} = (\text{適用料金} - \text{取消手数料}) \times \text{下記の掛け率}$$

到着日前日***から起算して:

- 到着30日以上前の取消: 100%
- 到着29～14日前の取消: 80%
- 到着13～7日前の取消: 70%
- 到着6～3日前の取消: 50%
- 到着2日前から到着日当日または到着後の取消: 0%(返金なし)

(2) 上記(1) 以外のプログラムに申込み場合

$$\text{返金額} = (\text{適用料金} - \text{取消手数料}) \times \text{下記の掛け率}$$

到着日前日から起算して:

- 到着45日以上前の取消: 100%
- 到着44～30日前の取消: 90%
- 到着29～14日前の取消: 70%
- 到着13～7日前の取消: 50%
- 到着6日前から到着日当日または到着後の取消: 0%(返金なし)

備考

*「語学学校の申込み手続き」とは、入学に際して行う手続きのことを指す。これには、入学手続きの代行、宿泊の予約代行、海外旅行保険の加入手続きの代行、空港送迎の予約代行を含めるものとする。

**「第三者」とは、当社以外でプログラムの手配に関与するすべての会社を指す。

*** 申込者が契約成立時点でニュージーランドに滞在している場合、「到着日前日」ではなく、「プログラム開始日前日」から期間を起算するものとする。